

令和7年度三原村地域振興券取扱加盟店募集要項

物価や燃料等の高騰に影響を受ける地域住民の生活支援及び落ち込んだ地元消費の回復を図り地域経済の活力向上を目的に、村内の取扱加盟店にて利用可能な地域振興券を三原村が全村民に対して配布します。この支援策における、地域振興券の取扱加盟店舗を以下のとおり募集します。

1. 取扱加盟店の参加資格

三原村内で店舗を有し営業している事業者であること。ただし、次の事業者は除く。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の提供に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 下記「振興券の利用対象とならないもの」に記載の商品、サービスのみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団員）
又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ⑤ その他、本事業の趣旨に照らして、村長が不相当と判断する事業者

2. 振興券取扱いにあたっての注意事項

(1) 振興券の利用期間

令和7年8月1日（金）～令和7年12月31日（水）

(2) 振興券の利用対象とならないもの

- ① 現金との交換
- ② 出資や債務、公共料金等の支払い（税金、電気、ガス、水道料金など）
- ③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ④ たばこの購入
- ⑤ 土地、家屋、家賃、地代、駐車場等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わりがあるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ その他村長が適当でないと思えたもの

(3) その他留意事項

- ① 振興券と現金との交換はしない。
- ② 利用期間を過ぎた振興券は受け取らない。利用期間を過ぎた振興券は換金できません。
- ③ 取扱加盟店における物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用を可能とする。
- ④ 振興券の額面以下の商品代金の決済には釣り銭を支払わない。
- ⑤ 取扱加盟店以外での利用は不可。
- ⑥ 振興券の盗難・紛失、または偽造等に対し、発行者は責務を負わない。
- ⑦ 取扱加盟店において、本振興券を利用対象としない商品を定める場合、予め利用者が認識できるように明示すること。

3. 取扱加盟店の責務

次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 取扱加盟店であることが明確となるよう取扱加盟店証を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ② 振興券の交換及び売買、再利用は行わないこと。

- ③ 振興券は、受取時に問題がないか確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された振興券であると判断できる場合、振興券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに三原村地域振興課まで報告すること。
- ④ 振興券を受け取ったときは、他店で再使用を防止するために裏面の所定欄に店舗名を記入することとし、既に取扱加盟店名の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- ⑤ 利用者から受け取った振興券の紛失や盗難等による損失は取扱加盟店の責務とすること。

4. 換金の手続き

(1) 換金の方法

換金は三原村商工会で行う。取扱加盟店は、使用済振興券の裏面に必要事項を記載し、三原村商工会に持参する。換金方法は現金払い又は預金口座への振込を取扱加盟店が選択できる。ただし、口座振込が可能な金融機関は高知県農協三原出張所のみとする。

(2) 換金日

換金日は、毎週月曜日から金曜日(祝祭日並びに年末年始を除く)の9時30分から12時00分、13時00分から14時00分とする。

(3) 換金時の留意事項

換金時に現金を受領する場合は受領書の記載を要するため印鑑を持参する。

(4) 換金期間

換金期間は令和7年8月1日(金)から令和8年1月30日(金)とし、以降の換金は出来ない。

5. 申し込みについて

(1) 申し込み方法

本募集要項に同意の上、「三原村地域振興券取扱加盟店加入申込書」に必要事項を記入し、三原村商工会へ郵送又は持参(FAX、メールも可)にて提出する。

「三原村地域振興券取扱加盟店加入申込書」は三原村商工会窓口を用意するほか、三原村ホームページからもダウンロード可能。

(2) 取扱加盟店申込書の提出先

郵送：〒787-0803 三原村来栖野479番地 三原村商工会

FAX：0880-46-2942

mail：mihara@kochi-shokokai.jp

(3) 申し込み期間

令和7年6月3日(火)～令和7年6月16日(月)まで

(4) 申し込み後

取扱加盟店証を発送。到着後、振興券の利用期間の初日までに店舗の見やすい位置に取扱加盟店証を掲示する。

※掲示期間：令和7年12月31日まで

7. 本件に関する問合せ先

●三原村商工会 担当 川村・坂田・東

TEL0880-46-2437

●三原村役場地域振興課 担当 田野

TEL0880-46-2111